エコアクション 212004年版

- 環境経営システム・環境活動レポートガイドライン -

産業廃棄物処理業者向け マニュアル

平成 17年 12月 16日

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部 産業廃棄物課

目 次

はじめ	ا (<u>1</u>
第1章	Ē	エコアクション 21 の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
第2章	Ē	エコアクション 21 の取組に当たって・・・・・・・8
第3章	Ē	環境への負荷の自己チェックの手引き・・・・・・・13
第4章	į	環境への取組の自己チェックの手引き・・・・・・・15
第5章	Ī	環境経営システムガイドライン・・・・・・17
		計画(Plan)・・・・・・18
		計画の実施(Do)・・・・・・・22
		取組状況の確認・評価(Check)・・・・・・・25
		全体の評価と見直し(Action)・・・・・・・28
第6章	İ	環境活動レポートガイドライン・・・・・・・29
1		環境活動レポートの取りまとめ・・・・・・・29
2		環境活動レポートの公表・・・・・・・30
別表 1		環境への負荷の自己のチェックシート集・・・・・・・31
別表 2		環境への取組の自己チェックリスト・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

はじめに

環境経営の勧め

現在の大量生産・大量消費・大量廃棄の社会経済システムは、私たち人類に便利で快適な暮らしをもたらしましたが、その一方で、自然環境に多大な負荷を与え、そのため社会経済システムと自然環境のバランスが崩れ、地球の温暖化や資源の枯渇など、このままでは人類の生存そのものが脅かされる可能性があります。

私たちは、このような大量生産・大量消費・大量廃棄の 20 世紀型の社会経済システムを「最適生産・最適消費・最小廃棄」の社会である持続可能な循環型社会へと作り替えていかなければなりません。

このような持続可能な循環型社会の構築に向けては、事業者、消費者、行政等、すべての主体が自主的、積極的な環境への取組を行っていく必要がありますが、産業廃棄物処理業者は、循環型社会構築の第一線を担う存在として、より積極的な取組が求められています。

そして環境への取組を効果的、効率的に行うためには、自らの事業活動に伴う環境負荷を把握・評価し、目標を立て、環境行動を行い、この結果を評価して見直すという、「環境経営システム(環境マネジメントシステム)」が有効であり、今や、21世紀の事業者の必須アイテムとなっています。

マニュアル作成の背景及び目的

環境省が平成17年4月1日に施行した「産業廃棄物処理業者の優良性の判断に係る評価制度」1の評価基準のうち、「環境保全への取組」については平成18年10月1日から施行されます。

この「環境保全への取組」は、次頁の考え方にありますように<u>「エコアクション 21</u> **の認証の取得」**が評価基準の項目の一つとして適用されることになっています。

「環境保全への取組」が施行されることに伴い、環境省の委託により、財団法人 産業廃棄物処理事業振興財団に設置された産業廃棄物処理業優良化推進委員会・優良化促進活動ワーキンググループ(主査:後藤敏彦 環境監査研究会代表幹事)において、産業廃棄物処理業者によるエコアクション 21 の認証取得を促進・支援するための方策が検討されてきました。

本マニュアルは、産業廃棄物処理業の優良性の判断に係る評価制度に取り組もうと

http://www.sanpainet.or.jp/AppProgram/FinalReport.pdf

¹ 「産業廃棄物処理業者の優良性の判断に係る評価制度の解説」は、財団法人産業廃棄物処理事業振興財団 (http://www.sanpainet.or.jp/) の以下のURLからダウンロードすることができます。

する産業廃棄物処理業者が、エコアクション 21 の認証を取得しやすいように支援する ことが目的で取りまとめたものです。

したがって、本マニュアルは、環境省の「エコアクション 21 環境経営システム・環境活動レポートガイドライン 2004 年版」を産業廃棄物処理業者向けにわかりやすく解説し、活用しやすい内容となるよう配慮しています。

「環境保全への取組」の考え方

環境保全への取組は、ISO14001 規格、環境省のエコアクション 21 等の環境大臣が定める認証制度により認証を取得していることを求めるものです。平成 15 年 3 月に策定された循環型社会形成推進基本計画において、廃棄物処理業者には、廃棄物等の適正な循環的利用及び処分とともに、事業活動に伴う環境への負荷の低減が求められています。このため、処理業者は、法令に規定された諸基準の遵守はもとより、環境への取組に関して自主的に目標を設定し、行動し、その結果を評価・報告する活動を継続的に実施することにより、環境保全に対する取組を積極的に進めていくことが望まれます。

環境保全への取組内容を更新許可時等に逐一審査することは困難ですので、評価基準においては、環境マネジメントシステムに係る既存の認証制度を活用して判断することとしています。

(環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課 「産業廃棄物処理業者の優良性の判断に係る評価制度の解説」より)

マニュアルの構成

本マニュアルの構成は以下のようになっています。

「第1章 エコアクション 21 の概要」

本章は、エコアクション21の特徴や認証・登録制度について説明しています。

「第2章 エコアクション 21 の取組に当たって」

本章は、産業廃棄物処理業者がエコアクション21に取り組むに当たっての留意点、 取組の手順について解説しています。第2章の内容を参考に、取組に当たっての基本的 事項(認証・登録の範囲、組織体制、取組手順など)を決定してください。

なお、章末の「環境負荷の把握項目及び環境への取組の評価項目の選択シート」は、 産業廃棄物処理業者向けに一部整理されています。

「第3章 環境への負荷の自己チェックの手引き」

本章は、エコアクション 21 ガイドラインに則り、自らの事業活動(産業廃棄物処理) に伴う環境負荷の発生を把握するための方法を説明しています。

「第4章 環境への取組の自己チェックの手引き」

本章は、エコアクション 21 ガイドラインに則り、現時点における環境への取組状況を把握するとともに、今後実施していくべき取組を明らかにするための方法を説明しています。

「第5章 環境経営システムガイドライン」

本章は、エコアクション 21 ガイドラインに則り、エコアクション 21 の認証・登録を 受けるのに必要な環境経営システムを構築する取組について説明しています。

「第6章 環境活動レポートガイドライン」

本章は、エコアクション 21 ガイドラインに則り、エコアクション 21 の認証・登録を受けるのに必要な環境活動レポートについて解説しています。

「別表1 環境への負荷の自己チェックシート集」

産業廃棄物処理業者が環境への負荷の自己チェックを容易に行えるよう、例として示しています。(詳しくは、「第3章 環境への負荷の自己チェックの手引き」をお読みください)

「別表2 環境への取組の自己チェックリスト」

産業廃棄物処理業者が環境への取組の自己チェックを容易に行えるよう、例として示しています。(詳しくは、「第4章 環境への取組の自己チェックの手引き」をお読みください)

第1章 エコアクション 21 の概要

1.エコアクション 21 の特徴

エコアクション21は、「環境への取組を効果的・効率的に行うシステムを構築・運用・維持し、環境への目標を持ち、行動し、結果を取りまとめ、評価し、公表する」ための方法として、中小企業、学校、公共機関などの幅広い事業者を対象に環境省が策定したガイドラインであり、「エコアクション21環境経営システム・環境活動レポートガイドライン2004年版(以下「エコアクション21ガイドライン」という。)」にまとめられています。

このエコアクション 21 ガイドラインには、大きく以下の3つの特徴があります。

中小企業等でも容易に取り組める環境経営システム (別項参照)です

中小事業者等の環境への取組を促進するとともに、その取組を効果的・効率的に実施するため、中小事業者でも取り組みやすい環境経営システムの在り方を規定しています。

必要な環境への取組を規定しています

エコアクション 21 では、必ず把握すべき項目として、二酸化炭素排出量、廃棄物排出量及び総排水量を規定しています。さらに、必ず取り組んでいただく行動として、省エネルギー、廃棄物の削減・リサイクル及び節水の取組を規定しています。これらの取組は、環境経営に当たっての必須の要件です。

<u>環境コミュニケーションにも取り組んでいただきます</u>

事業者が環境への取組状況等を公表する環境コミュニケーションは、社会のニーズであるとともに、自らの環境活動を推進し、さらには社会からの信頼を得るための必要不可欠の要素となっています。そこで、環境活動レポートの作成と公表を必須の要件として規定しています。

「環境経営(環境マネジメント)システム」とは何か?

環境経営(環境マネジメント)システム(Environmental Management System)は、組織が 環境問題に効果的・効率的に取組、環境経営を行うための基本的な仕組みであり、組織全体 のマネジメントシステム(組織の経営管理システム)の一部を構成するものです。 環境マネジメントシステムは、事業活動に伴い発生する環境への負荷:資源・エネルギー使用量、廃棄物排出量等を減らすとともに、環境にやさしい製品やサービスの提供を行い、より良い環境を作っていくために、事業者の皆さんが、

自主的に環境への取組方針と目標等を定め

(計画=P:Plan)

その目標を達成するための組織体制を整備して必要な取組を行い

(実施・運用 = D: Do)

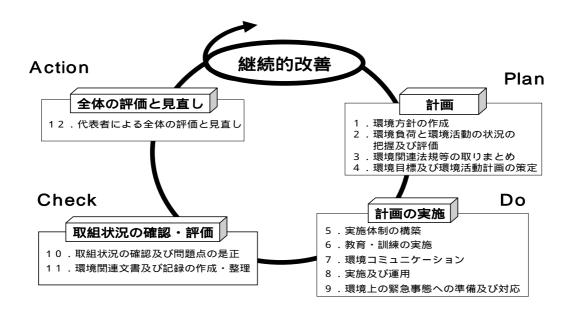
システムの運用状況や目標の達成状況を把握・評価し、改善し

(点検・是正 = C: Check)

定期的にシステムを見直していく

(見直し=A:Action)

の PDCA サイクルを基本とし、これによってシステムと取組の継続的改善を図っていくことを目的としています。



環境経営システムを構築すると、どんなメリットがあるのか!

今、皆さんの事業所では、次のような問題点はありませんか?

- ルールを決めても、その場限りになってしまって、いつの間にか守られなくなって しまう
- 事業所の内に、無理や無駄があることがわかってはいても減らせない
- 目標を立てても、なかなか達成できない
- 特定の人に仕事が集中し、その人が休むと仕事が進まない

そんな事業所では、このマニュアルに沿って、取組を進めてみてください。

PDCA サイクルに基づく環境経営システムを構築して取り組むことは、

- 一人、あるいは特定の人ではなく、全員で取り組む
- その場、その時の取組ではなく、決められたルールに基づいて行動する
- 取組に当たっての目標を明確にする
- 取組の結果を、きちんと評価する
- 出来なかった場合は、原因を明らかにする
- 毎日、毎年、取組を積み重ね、継続する

ということであり、事業所における様々な問題点の改善に役立ちます。

また、併せて、環境経営システムを構築して環境への取組を行うことにより、

- 省資源、省エネルギー、廃棄物削減によるコストダウン
- 環境汚染や事故による環境リスクの未然防止
- 事業所のイメージアップ
- グリーン購入への対応等の営業力の向上
- 取引先からの信頼の向上

等の効果も期待できます。

そして何よりも、地球や地域の環境を保全し、美しい地球を子供達に引き継いでいくことができます。

2.エコアクション 21 の構成

エコアクション 21 は、下の4つのパートにより構成されています。

この4つのパートに沿って取り組むことにより、幅広い事業者が効率的にシステムを構築することができ、環境に関する取組の現状把握から、目的・目標の設定、管理、改善、環境コミュニケーションに至るまでの総合的な運用を図ることができます。

エコアクション 21 の 4 つのパート

- 1.環境への負荷の自己チェックの手引き (付属)「環境への負荷の自己チェックシート集」
- 2.環境への取組の自己チェックの手引き (付属)「環境への取組の自己チェックリスト」
- 3.環境経営システムガイドライン
- 4.環境活動レポートガイドライン

3.エコアクション21の認証・登録制度

「エコアクション21認証・登録制度」は、エコアクション21ガイドラインに基づく認証・登録制度で、財団法人地球環境戦略研究機関持続性センター(以下「エコアクション21事務局」という)が実施しています。

エコアクション21ガイドラインに基づく取組を行った事業者は、エコアクション21事務局が認定・登録したエコアクション21審査人の審査を受け、ガイドラインに適合していると判断された場合は、エコアクション21の認証・登録を受けることができます。また認証・登録された事業者の環境活動レポートは、エコアクション21事務局のホームページ²で公表されます。

 2 エコアクション21認証・登録制度の詳細、及び認証・登録された事業者の環境活動レポートは、財団法人地球環境戦略研究機関持続性センターの次のURLにあります。 $\frac{\text{http://www.ea21.jp/}}{\text{http://www.ea21.jp/}}$

第2章 エコアクション 21 の取組に当たって

1.エコアクション 21 の取組の範囲

エコアクション 21 の取組に当たっては、まず、取組を行う範囲 (エコアクション 21 認証・登録範囲)を明確に決定することが必要です。

エコアクション 21 の審査及び認証・登録に当たっては、「事業者の事業活動の内容(業種・業態・規模)と、認証・登録の対象組織及び範囲、環境への負荷の自己チェックの内容、環境への取組の自己チェックの内容、環境方針・環境目標・環境活動計画の内容、環境活動レポートの内容が整合していなければならない」ことを基本的な基準としています。

したがって、産業廃棄物処理業者においては、「**産業廃棄物処理業の許可の範囲と、** エコアクション 21 認証・登録範囲が合致していること」が必要です。

ですから、例えば、

- 産業廃棄物の収集運搬事業者が、事務所のみを対象とし、その収集運搬そのもの や車庫等を対象としていない場合
- 産業廃棄物の処分業者が、事務所のみを対象とし、処理・処分施設を対象として いない場合
- 産業廃棄物の収集運搬事業者が、収集運搬車両の燃料を対象としていない場合
- 産業廃棄物の処分業者が中間処理施設のエネルギー使用量や最終処分場の排水 などを対象としていない場合

などは、認証・登録を受けることはできません。つまり産業廃棄物処理業全体でエコアクション 21 に取り組むことが基本となり、事業の一部だけでの取組では、認証を取得することはできません。

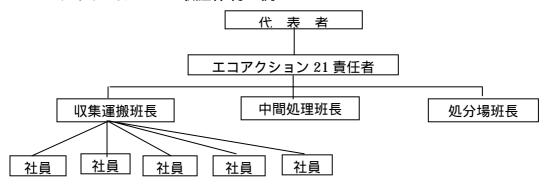
これらのことを十分に踏まえて、エコアクション 21 の取組を行う範囲(エコアクション 21 認証・登録範囲)を決定してください。

認証・登録の範囲(組織・サイト、活動)について、よくわからない場合は、エコアクション 2 1 中央事務局、又は最寄りのエコアクション 2 1 地域事務局にお問い合わせください(http://www.ea21.jp/)。

2. エコアクション 21 の取組の体制

エコアクション 21 の取組に当たっては、組織の代表者をトップとする全員参加の取組体制を作ることが必要です。代表者や各計画を実行するための実行責任者の役割、責任及び権限を明確に定めるとともに、組織の一人一人が、エコアクション 21 の中でどのような役割を担っているのかを理解しなければなりません。一般的には、次頁のような取組体制が考えられます

エコアクション 21 の取組体制の例



3.エコアクション 21 取組の手順

(1)事業場における取組の手順

エコアクション21の取組フローは、次頁の図のとおり、エコアクション21ガイドラインに記されているところですが、認証・登録を勘案すると、事業場における取組の手順のポイントは次のとおりです。

認証・登録を受けようとする事業者は、その申請前に、3ヶ月から半年程度の間、事業場において次の手順でエコアクション21に取り組みます。

事業場からの環境負荷(二酸化炭素、廃棄物、水使用量は必須項目)を自己チェックします。把握には「環境への負荷の自己チェックシート」が利用できます。環境負荷は継続して把握していきます。

環境への取組を自己チェックします。この自己チェックによって、環境負荷削減のために重点的に取り組んでいく対策分野が明らかになります。

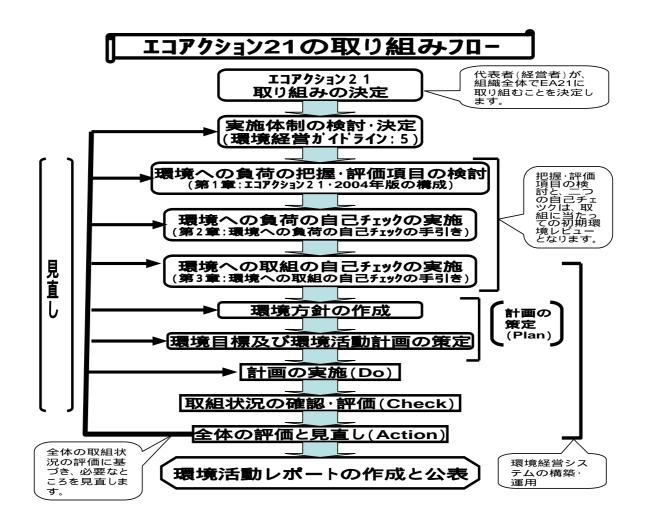
これらを踏まえて、()「環境方針」の策定(経営者が策定)、()「環境目標」(の環境負荷3項目は必須)の設定、()環境目標を達成するための「環境活動計画」の策定をします。環境活動計画では、事業場内での取組体制や化学物質などを使用する事業場での緊急時の対応も明らかにしておきます。

適用されている環境関連法規を整理し、遵守していることを確認します。

環境目標を達成するため環境活動計画に基づく取組を開始します。

この間、1ヶ月ごとに環境負荷をチェックシートで把握し、記録しておきます (必須3項目の環境負荷の削減によって、光熱水費などのコストが削減される ことがわかります。)。

3ヶ月から半年程度取組を実施したら、経営者は、これまでの取組を評価・見 直し、必要な指示を行います。



(2)認証・登録の手続

エコアクション21による環境への取組を3ヶ月以上行い、経営者による見直しの後、「環境活動レポート」を作成した事業者は、次の手順で認証・登録の手続を行います。

事務局(地域事務局を含む。)に作成した環境活動レポートを添えて、審査の申込(申込の様式は事務局ホームページからダウンロードできます。)をします。その際、審査人を指名します。審査人リストは、事務局ホームページに掲載されています。

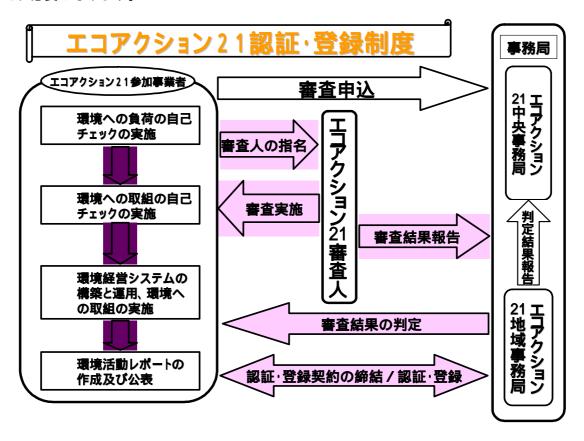
審査人による審査を受けます。審査に当たって、審査人は、受審事業者と協議の上、予め審査計画書を作成します。審査は、書類審査と現地審査です。審査 費用は事務局ホームページに掲載されています。

事務局(地域事務局を含む。)では、判定委員会において、審査人が作成した 審査報告書及び環境活動レポートなどから認証の可否を判定します。

受審事業者と事務局との間で認証・登録契約の締結、認証・登録料の支払いを

経て、「認証・登録証」が財団法人地球環境戦略研究機関理事長から発行されます。認証・登録事業者はエコアクション21ロゴマークを使用することができます。環境活動レポートは、事務局のホームページでも公表されます。

以上が認証・登録までの手順です。認証・登録期間は2年間で、約1年後に「中間審査」を受け、2年後までに「更新審査」を受けることによって認証・登録は更新されます。中間審査及び更新審査には所定の審査費用が、認証・登録の更新の際には認証・登録料が、それぞれ必要となります。



4. 環境負荷の把握・評価項目の選択

環境への取組を進めるためには、まず「自らの活動が環境にどのような影響を与えているのか、環境対策はどのような水準にあるのか」を適切に把握し、評価することが大切です。

環境への負荷の把握及び評価を行うに当たっては、最初に自らの事業所の特性を考慮して、**事業活動の中で、環境との関係が深いと考えられる項目**を**9つの活動内容**から選択してください。

次頁の把握・評価項目の選択シートは、環境省が平成 15 年 1 月に公表した「事業者の

環境パフォーマンス指標3ガイドライン - 2002 年版 - 」において規定された9つのコア指標を基に、事業者の皆さんが把握・評価項目を容易に選択できるように作成したものです。次に、選んだ項目のそれぞれに対応する把握する環境負荷項目を31 頁の「別表1 環境への負荷の自己チェックシート集」から、評価する環境への取組を42 頁の「別表2 環境への取組の自己チェックリスト」から、それぞれ選択してください。

【環境負荷の把握項目及び環境への取組の評価項目の選択シート】

活動内容	負荷チェック		取組チェック	
エネルギーの消費	□総エネルギー投入 □購入電力量、化石燃料消費量、 新エネルギー量 等	p.33	□省エネルギー □新エネルギー使用の拡大	p.42
原材料、部品、包装 材等の消費	□ 総物質投入量 □循環資源投入量、天然資源投入量等	p.34	口省資源ログリーン購入	p.42
水の消費	□ 水資源投入量 □上水、工業用水、地下水 等	p.34	口 節水、水の効率的利用	p.43
化石燃料等の燃焼	□ 温室効果ガス排出量 □二酸化炭素、メタン 等	p.35	□ 二酸化炭素の排出抑制	p.43
化学物質の使用·排 出	化学物質排出量·移動 量	p.36	□ 化学物質対策	p.44
受託した産業廃棄物 の処理	□ 受託した産業廃棄物の 処理量	p.37	受託した産業廃棄物の処理 における環境配慮	p.45
廃棄物の排出	□ 廃棄物等総排出量 □有価物、一般廃棄物、産業廃棄物等	p.39	受託した産業廃棄物の処理 における環境配慮 事務所等における一般廃棄 物の排出抑制、リサイクル、 適正処理	p.45
廃棄物の最終処分	□廃棄物最終処分量	p.39	受託した産業廃棄物の処理 における環境配慮 事務所等における一般廃棄 物の排出抑制、リサイクル、 適正処理	p.45
排水	総排水量·水質汚濁 物質排出量	p.40	口排水処理	p.46

³:環境パフォーマンス指標について詳しく知りたい方は環境省の「事業者の環境パフォーマンス指標ガイドライン-2002年度版-」を参照してください。ガイドラインは http://www.env.go.jp/policy/report/h15-01/index.html よりダウンロードできます。

第3章 環境への負荷の自己チェックの手引き

エコアクション 21 の取組に当たっては、まず産業廃棄物処理業を行うに当たり、どれだけの産業廃棄物を受け入れ、その収集運搬、中間処理及び最終処分に伴い、環境への負荷がどれだけ発生しているのかを把握することが重要です。

環境への負荷の自己チェックでは、産業廃棄物処理業における主な環境への負荷について、簡易な手法で計算する方法を示しています。

把握・評価する環境負荷項目を選択する際には、自らの産業廃棄物処理事業全体を見渡して、「環境に大きな影響を与えていると思われるものは何か」を検討し、これを踏まえて項目を選択することが重要です。

産業廃棄物処理業においては、受託した産業廃棄物の量以外に、以下の環境負荷 項目があげられます。

収集運搬の例では、収集運搬車両や廃棄物の積替え等で使用するフォークリフト等の 特殊自動車の燃料及び排ガス、洗車に使用する水とその排水、積替え保管施設における 排水・騒音・振動・悪臭など

焼却施設、破砕・選別施設等の中間処理施設の例では、排ガス、排水、騒音、振動、 悪臭、施設運転のためのエネルギー(化石燃料、電気等)特殊自動車の燃料及び排ガ スなど

最終処分施設の例では、粉じん、排水、地下水、騒音、振動、悪臭、特殊自動車の燃料及び排ガスなど

その他、事務所及び管理施設等の例では、事務所等で使用する電気、水、排出する廃棄物、営業用車両等の燃料及び排ガスなど

自らの事業の環境負荷項目を把握の上、別表1を用いて、その状況を取りまとめます。なお、二酸化炭素排出量、廃棄物排出量及び総排水量(水使用量)の三項目の把握は必須となっています。

さらに、周辺の住民や消費者、地方公共団体等の関係者の意見を聞いてみること も役立つでしょう。

なお、地方公共団体に問い合わせる等して、周辺地域での汚染等環境問題の状況 を調べ、周辺の環境問題と自らの活動の関係を考えてみることも、評価項目を選ぶ 上で参考となります。

環境負荷を把握するには、事業活動の一連の流れを整理し、各段階から生じる環境負荷を洗い出してみることが有用な手段となります。各段階に何を投入し、何が大気や水等に排出されているか整理してみましょう。

この際には、守るべき法規制や業界団体等の動向にも配慮し、対応すべき環境負荷に 漏れがないようにすることも必要です。

チェックシートの使い方

- ・ 別表 1 に示しているチェックシートは、環境への負荷の自己チェックが容易になるように、例として示したものです。個々の産業廃棄物処理業の状況に応じて、項目、排出係数、単位等について修正して利用して下さって結構です。重要なことは、年々の負荷量を同じベースで容易に比較できるようにしておくことです。
- ・ チェックシートは、単年度の排出量を算定する形になっていますが、可能な項目については、2~3年のデータを整理し、対前年度比や排出量の推移を把握し、どのように改善されているか等の評価を行って、計画の作成や取組に活かすことが重要です。
- ・ チェックシートには、「活動規模あたり」の負荷量を記入する欄が設けられています。 これは、事業活動の規模が変化する場合にも、環境への取組の効果を把握できるように するためです。売上高あたり、処理量(又は搬入量)当たり等、様々な指標が考えられ ますので、事業の特性に応じて、適切なものを選んでください(すべてを計算する必要 はありません)。

データの集め方

- ・ 必要な情報、データの収集整理に当たっては、マニフェスト伝票及び経理関係のデータが基本となると思われます。
- ・ 資料は、それぞれの担当部署にバラバラに保管されていたり、伝票ベースでしか保管 されていない等、初めは、収集・整理に時間がかかるかもしれません。社内にある環 境関連情報を一度、環境の面から整理して、担当者が管理・把握できる仕組みを整備 することが望まれます。
- ・ データは月単位程度の短い周期で把握できれば、目標の設定の際により有効です。
- ・ 少なくとも過去3年程度の実績をチェックできるデータがあるとよいのですが、仮に そのようなデータがない場合は、以後、適切なデータ管理を行うようにしましょう。

活用できる社内情報の例

- ・ エネルギー、資源、原料の使用量、購入量、金額等の伝票
- ・ マニフェスト伝票
- ・ レンタルコピー機の請求書、支払い伝票
- · 設備使用書、説明書
- · 計量証明書
- · 化学物質保管管理表
- 処理施設の維持管理記録
- · 各種処理装置等の管理記録
- ・ 受入廃棄物の計測記録
- ・ 産業廃棄物の処理を受託した際の契約書
- ・ 受託した産業廃棄物の処理実績を記載した帳簿
- ・ 収集運搬車、特殊自動車等の環境性能の表示を含むカタログ

第4章 環境への取組の自己チェックの手引き

環境への取組の自己チェックは、現時点での環境への取組状況を認識することにより、 今後実施していくべき具体的な取組を明らかにすることを目的としています。

別表 2 のチェックリストは、すべての産業廃棄物処理業者が利用できるようになっています。このため、個別の事業所によっては、関連のない項目もあります。関連がないと判断できる場合には「/」を記入してください。

関連があると判断できる場合には、それぞれのチェック項目について、以下のように 記入してください。

・既に取組んでいる項目には	
・ある程度取組んでいるが、さらに取組が必要な項目には	
・取組んでいない項目には	 ×

自己チェックの結果、「 」、「×」が付された項目のうち、今後重点的に取組んでいく必要があると考えられる事項は、第5章の環境経営システムにおいて設定する環境目標とし、重点的に取組むことを検討してください。

また、チェックの結果は保存しておき、毎年の取組の進展の把握に活用してください。

なお、チェックリストは以下のような構成になっています。

【 環境への取組チェックシートの構成 】

事業活動への インプットに 関する項目	・省エネルギー、新エネルギー使用の拡大 ・省資源、グリーン購入 ・節水、水の効率的利用
事業活動からの アウトプットに 関する項目	 ・二酸化炭素の排出抑制、大気汚染等の防止 ・化学物質対策 ・受諾した産業廃棄物の処理における環境配慮 ・事務所等における一般廃棄物の排出抑制、リサイクル、適正処理 ・排水処理 ・収集・運搬に伴う環境負荷の低減
環境経営システムに 関する項目	・環境への取組のための仕組み・体制の整備 ・環境教育、環境活動の推奨等 ・情報提供、社会貢献、地域の環境保全 ・環境ビジネス、技術開発 ・国際協力及び海外事業における配慮

環境への取組のチェックに当たっての留意事項

前頁の方法により環境への取組の自己チェックが行えますが、さらに進んだ取組を行おうとする事業者の方は、次のような方法で、定量的に取組状況を把握することもできます。

点数化して全体の進捗状況を集計する方法

「」「」「×」の数を集計し、自らの取組に点数をつけて評価するのも有効な方法です。 例えば、各項目毎に環境への取組に対する重要度を設定し、合わせて取組状況「」「」「x」を点数化して、以下のように評点することもできます。

『』『』『×』のいずれかのチェックが入った項目について、次の通り点数づける。

<重要度>

環境保全に、重大な効果がある項目を・・・・・3点環境保全に、かなり効果がある項目を・・・・2点環境保全に、多少効果がある項目を・・・・・1点

重大な・かなり・多少の判断は、自ら行ってください。

上記 でつけた点数に次の点数を乗じる。

『 』の項目は・・・・・・・・・・・2点 『 』の項目は・・・・・・・・・・・1点 『×』の項目は・・・・・・・・・・・・・0点

《例》

「重大な効果がある」と判断した項目について『 』である場合 … 3 × 2 = 6 点「かなり効果がある」と判断した項目について『 × 』である場合 … 2 × 0 = 0 点「多少、効果がある」と判断した項目について『 』である場合 … 1 × 1 = 1 点『/』を除く全項目について、上記 で得た点数を合計する。 この数値を「環境保全取組度数」とし、これを基に年々の環境への取組状況を比較する。

重要な項目について指標を設定する方法

チェックリストの中で、事業者自身が特に重要であると考える項目がある場合には、その項目についての取組状況を表す指標(環境目標)を自ら決めて、その進捗状況を定量的、また、継続的に把握していくことも考えられます。特に、第2章の「環境への負荷の自己チェック」でカバーされていない分野については、こうした取組は有効です。

参考までに例をあげれば、次のような指標が考えられます。個々の事情に合わせて、工夫 してください。

低公害車への代替の割合	「収集・運搬に伴う環境負荷の
(例:低公害車保有台数/自動車保有台数)	低減」
受託した産業廃棄物に占める再資源化等の割合	「受託した産業廃棄物の処理に
(例:再資源化量/受託した産業廃棄物量)	おける環境配慮」
環境への取組に必要な教育を受けた社員の割合	「環境への取組のための仕組
(例:環境関係研修受講人数/全社員数)	み・体制の整備」
理控制にの甘合め地域のゼニンニ、マ活動なの土極節	「情報提供、社会貢献、地域の
環境関係の基金や地域のボランティア活動への支援額	環境への取組」

第5章 環境経営システムガイドライン

エコアクション 21 では、環境経営システムに関するガイドラインが定められています。

エコアクション 21 に取り組み、認証・登録を受ける産業廃棄物処理業者は、この環境経営システムガイドラインの要求事項に適合した環境経営システムを構築し、運用することが必要です。

ポイント1:環境経営システムの必須項目は12項目です

環境経営システムガイドラインは、計画(Plan)、計画の実施(Do)、取組状況の確認・評価(Check)及び全体の評価と見直し(Action)の PDCA のサイクルを基本とし、全体では 12 項目より構成されています。

この PDCA サイクルを繰り返すことによって、環境経営システムをより良く改善していくとともに、環境への取組の効果を高めていくことができます。このような積み重ねにより「継続的な改善」を図っていきます。

ポイント2:必須項目毎に要求事項を規定しています

ガイドラインの中で の中の「 する。」と規定している事項は、構築、運用すべき環境経営システムの具体的な要求事項となっています。認証・登録を受けるためには、このすべての要求事項に適合した環境経営システムを構築し、運用することが求められます。

ポイント3:必須項目毎に要求事項の解説をしています

ガイドラインでは、必須項目毎に、その要求事項の内容についての解説を記載しており、このマニュアルでは、産業廃棄物処理業者が具体的にどのようなことを行うことが望ましいのかを例示しています。解説を参考にして、エコアクション 21 環境経営システムを構築、運用してください。

ポイント4:より積極的な取組を進めるための推奨事項を記載しています

推奨事項は、要求事項ではありませんが、産業廃棄物処理業者において可能であれば 取り組むことが望ましい内容を記載しています。より積極的な取組として、実施するこ とを期待しています。 (注意) 以下は、エコアクション21ガイドラインの第4章環境経営システムガイドラインについて、産業廃棄物処理業者が理解しやすいよう、「解説」において、産業廃棄物処理業にはなじまない部分を割愛するとともに、「産業廃棄物処理業では、」という部分を追加して整理したものになっています。

. 計画の策定 (Plan)

環境負荷の削減、環境への取組の推進等の環境活動をどのように行っていくかを具体的に計画するのが「 . 計画 (Plan)」の段階です。計画が適切に策定されていなければ、その結果の評価や見直しを適切に行うことができません。環境への負荷の自己チェック及び環境への取組の自己チェックの結果を踏まえて、無理のない、適切な計画を策定することが望まれます。

1.環境方針の作成

代表者(経営者)は環境経営に関する方針(環境方針)を定め、誓約する。 環境方針は、環境への取組の基本的方向を明示し、すべての従業員に周知する。

〔解 説〕

環境方針は、組織が自主的、積極的に環境経営(環境への負荷の削減と環境への取組の推進)に取り組み、継続的な環境負荷の削減に取り組んでいくことについての社会的な誓約(約束)であるとともに、組織の環境活動の基本的方向、つまり枠組みを示すものです。

環境への取組の基本的方向とは、組織が、環境への取組を進めるに当たっての基本的な枠組み(重点的に取り組むべき分野)のことであり、自らの事業活動を踏まえた取組の方向性を明示することです。

環境方針の作成に当たっては、代表者が、自らの環境への思いや考えを踏まえ、自らの言葉で、自らの組織の特徴を表したものであることが期待されます。

全従業員の周知については、掲示や会議、朝礼等を活用するなど、従業員がその内容を具体的に理解し、取り組むことが必要です。

なお、環境方針には、制定日を必ず入れ、可能であれば代表者(経営者)が署名します。

推奨事項

- ・ 環境方針において、関連する法規制等の遵守を誓約する
- ・ 環境方針は、自らの事業活動に見合ったものであること

産業廃棄物処理業では、例えば、処分業では「受託した 産業廃棄物の再資源 化に取り組み、リサイクル率の向上を図ります」、「最新の公害防止技術・環境保全技術 の導入に努めます」等が、収集運搬業では「収集・運搬車両のエコドライブを実践し、 省エネと排気ガスの抑制に取り組みます」等が考えられます。数値目標等を掲げる必要 はありませんが、取組の基本的方向がわかりやすく盛り込まれていることが必要です。

また、推奨事項の「自らの事業活動に見合った」とは、例えば産業廃棄物の処理に直接に係る適正処理やリサイクル等だけでなく、工場や事業所での省資源・省エネルギー・公害防止、さらには排出事業者への情報提供や分別の指導なども視野に入れることが期待されます。

2.環境負荷と環境への取組状況の把握及び評価

事業活動に伴う環境負荷を把握するため「環境への負荷の自己チェック」を実施し、その結果を踏まえ、経営上取組の対象とすべき環境負荷を特定する。

二酸化炭素排出量、廃棄物排出量及び総排水量(水使用量)は必ず把握する。

環境への取組状況を把握・評価するため「環境への取組の自己チェック」を実施する。

〔解 説〕

事業活動に伴う環境負荷(どのような資源・エネルギーを、どの程度消費しているか、 どのような環境負荷物質(大気汚染物質等)や廃棄物を、どの程度排出しているか等) を把握して、評価し、経営上取組の対象とすべき環境負荷を特定することは、適切な環 境への取組を行うための第1歩です。

環境負荷の把握及び評価については、第3章の「環境への負荷の自己チェック」を実施します。

なお二酸化炭素排出量、廃棄物排出量及び総排水量の把握を必須としているのは、現在の環境問題の中でも、地球温暖化対策と循環型社会の構築が、特に重要な課題となっているためです。

さらに、第4章の「環境への取組の自己チェック」を用いて、現在どのような環境への取組を行っているかを把握し、今後どのような取組を行うべきかを評価します。

産業廃棄物処理業では、受託した産業廃棄物量、その再資源化量、最終処分量など の適正な把握と、これに関する取組状況の評価が何よりも重要と考えられます。

3.環境関連法規等の取りまとめ

事業活動に当たって遵守しなければならない環境関連法規、条例及びその他の規制を整理 し、取りまとめる。

〔解 説〕

環境関連法規等の取りまとめに当たっては、環境省ホームページ、事業所所在地の都道府県、政令市ホームページでの情報収集、事業所所在地の地方公共団体に問い合わせること等も一つの方法です。また、環境関連法規等は常に最新のものにすることが必要です。

推奨事項

- ・ 規制遵守のために自主的な目標値等を定めて管理する
- ・ 遵守しなければならない環境関連法規等を取りまとめた一覧表を作成する
- ・ 環境関連法規を具体的に遵守するための手続き、例えば測定の頻度、方法、チェック者等を定める

産業廃棄物処理業では、産業廃棄物処理に係る環境関連法規等としては、以下の ものが考えられます。

【環境関連法規】

廃棄物・リサイクル対策関係法規

廃棄物の処理及び清掃に関する法律、浄化槽法、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律、特定家庭用機器再商品化法など

公害対策関係法規

大気汚染防止法、騒音規制法、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律、 水質汚濁防止法、悪臭防止法、振動規制法、ダイオキシン類対策特別措置法 など

条例及びその他の規制

地方公共団体が定める産業廃棄物の処理や処理施設の設置等に関する条例 及び要綱

その他

社団法人全国産業廃棄物連合会が策定した自主基準及び適正処理推進プログラム(ADPP)など

【その他の関連法規】

都市計画法、建築基準法、森林法、農地法、道路交通法、道路運送車両法、 道路法、消防法など

4.環境目標及び環境活動計画の策定

環境方針、環境負荷及び環境への取組状況の把握・評価結果を踏まえて、具体的な環境目標及び環境活動計画を策定する。

環境目標は、可能な限り数値化する。

〔解 説〕

環境目標においては、「いつまでに、何を、どの程度行うか」を、環境活動計画においては、「いつまでに、誰が、何を、どの程度、どのように行うか」を策定します。

策定に当たっては、環境負荷及び環境活動の状況の把握及び評価結果を踏まえるとと もに、環境方針で明示した環境への取組の基本的方向と整合させます。

環境目標は、特定された経営上取組の対象とすべき環境負荷について目標を策定するとともに、原則として二酸化炭素排出量削減(省エネルギー) 廃棄物排出量削減(あるいはリサイクル推進)及び総排水量削減(節水)の目標も策定します。

環境目標は、3~5年程度を目処とした中長期の目標と、単年度の短期目標を策定するとともに、可能な限り数値化し、数値化できない場合でも可能な限り明確な目標を策定します。

具体的な環境目標としては、例えば「平成 14 年度を基準として、平成 17 年度末までに、全社で廃棄物排出量を 10%削減する、平成 15 年度は、全社で 3 %、100 トン削減する」等が考えられます。

そして、単年度の目標に対応した具体的な達成手段(具体的な取組内容) スケジュール及びそれぞれの計画の責任者と担当者を環境活動計画として策定します。

達成手段としては例えば「分別を徹底する」、「新たにリサイクル業者に引き渡す」、「設備を改善する」等が考えられます。スケジュールとしては例えば「リサイクル業者の調査を 月、現地見学を 月、見積もりを 月」等が考えられます。

環境目標と環境活動計画は、毎年度、見直すとともに、事業活動に大きな変更があった場合は、速やかに改定します。

なお、環境負荷の状況によっては、技術的、経済的にこれ以上の削減が難しい場合もあります。また賃貸オフィス等で水道料や廃棄物処理費等が共益費に含まれていて使用量の把握ができない場合もあります。そのような場合は、定量的な環境目標の策定は行わず、定性的な目標を策定するか、あるいは定期的な監視・測定のみを適切に行います。

環境目標と環境行動計画は、関係する従業員に周知します。

推奨事項

・ 組織の規模等に応じ、組織全体の目標、部門別の目標を策定する

産業廃棄物処理業では、受託した産業廃棄物の再資源化をいかに促進するか、最終 処分量をどれだけ削減できるかが大きな課題であり、これらに関する環境目標を策定し ます。

例えば、処分業では「受託した産業廃棄物のリサイクル率」等が、収集運搬業では「収集・運搬車両の燃費、燃料使用量」、「低公害車の比率」等が考えられます。

また、事務所等の電気、水、廃棄物量などに関する目標設定も望まれます。

. 計画の実施 (Do)

環境目標及び環境活動計画を達成するための仕組みを整備するとともに、これを実行するのが「 . 計画の実施 (Do)」の段階です。計画を適切に実施するための具体的なルールを決めることも含まれます。

5.実施体制の構築

エコアクション 21 環境経営システムを構築・運用し、環境への取組を実施するために効果的な実施体制を構築する。

実施体制においては、各自の役割、責任及び権限を定め、全員に周知する。

〔解 説〕

効果的な環境経営システムを構築・運用するためには、代表者や各計画を実行するための実行責任者の役割、責任及び権限を明確に定めることが必要です。組織の一人一人が、環境経営システムの中でどのような役割を担っているのかを適切に認識するよう、構築した組織体制を従業員に周知します。

また、組織の代表者は、単に「かけ声」をかけるだけでなく、環境への取組を適切に 実行するための資源を用意しなければなりません。資源とは、いわゆる「人・もの・金」 のことで、環境への取組を実施するための必要な人員、設備、費用等を適切に準備しま す。

さらに、代表者は、環境管理責任者を任命します(小規模な組織では代表者が兼任してもよい)。環境管理責任者は、代表者に代わってガイドラインの要求事項を満たす環境経営システムを構築・運用し、その状況を代表者に報告します。したがって環境管理責任者は、代表者に代わり、環境経営システム全体の構築・運用に責任を持つとともに、必要な権限が与えられます。

6.教育・訓練の実施

エコアクション 21 の取組を適切に実行するため、必要な教育・訓練を実施する。

〔解 説〕

環境への取組を適切に実施するためには、すべての従業員が、組織の環境方針を理解するとともに、自らの役割や実施しなければならない取組について十分に認識することが必要です。また、環境問題の現状や環境経営の意味を知り、何故、環境活動を実施しなければならないかを理解することも重要です。

全従業員を一律に教育するのではなく、それぞれの業務や役割等に応じ、必要な教育・訓練を適切に実施することが必要です。

教育・訓練の例としては、

・全従業員:環境問題の現状やエコアクション 21 における環境への取組の意義等

全社共通の環境目標及びその環境行動計画の内容、手順、担当する業

務に関連した環境目標及び環境行動計画の内容、手順

・管理職 : 各自の役割、責任及び権限

環境経営システムの概要

環境への取組を行う意義

部門の環境目標及び環境行動計画の詳細

・法規制に関連する業務の担当者:法規制の詳細、遵守手順 等が考えられます。

推奨事項

- ・ 教育・訓練の年間計画を策定し、階層別、職種別等、適切なプログラムで実施する
- ・ 法律遵守、緊急事態への対応等、一定の技術や資格が必要な場合は、これに必要な教育、訓練を行う

7.環境コミュニケーション

環境活動レポートを作成し、公表する。 外部からの環境に関する苦情や要望を受付け、必要な対応を行う。

〔解 説〕

事業者が環境への取組状況等を公表する環境コミュニケーションは、社会のニーズであるとともに、自らの環境活動を推進し、さらには社会からの信頼を得ていくために必

要不可欠の要素となっています。環境活動レポートにより、積極的に情報を公開していくことが、社会からの信頼につながります。

また、外部からの環境に関する苦情や要望を受付ける窓口(担当者)を設け、これに 誠実に対応することが必要です。

環境コミュニケーションの結果等は記録します。

推奨事項

- ・ 環境に関する苦情や要望を処理し、地域住民、利害関係者との双方向の環境コミュニケーションを実施する手順を策定する
- ・ 環境活動レポートを冊子にして、事業所周辺の方々、行政機関等に積極的に配布し、説明を行う
- ・ 環境活動レポートを自社のホームページ上で公表する
- ・ 環境活動レポートを環境省が設置する「環境報告書データベース」に登録する 内部における環境コミュニケーションを円滑に行うため、環境経営システムや 環境問題に関する情報を伝達し、改善の提案等を収集する手順を策定する

産業廃棄物処理業では、産業廃棄物処理業者の優良性評価制度における情報公開を 適切に行うことが必須の要素となります。

8.実施及び運用

環境方針、環境目標及び環境活動計画を達成するために必要な取組を実施する。

〔解 説〕

環境方針、環境目標及び環境活動計画を達成するために必要な取組を、適切に実施します。必要な場合は、実施に当たっての手順等を文書にして定めます。

推奨事項

- ・ 実施及び運用に当たって必要な場合は、運用手順を定める
- ・ 構内常駐の社外業者、取引先等にも、環境活動計画の内容を伝達し、必要な取組を要請する

9.環境上の緊急事態への準備及び対応

環境上の緊急事態を想定し、その対応策を定め、定期的な訓練を実施する。

〔解 説〕

事故や天災等により油の流出、化学物質の流出等の環境上の緊急事態が発生する可能性があります。環境に重大な影響を及ぼすどのような緊急事態が発生するか、その可能性を想定し、汚染等が最小限の範囲で済むよう、予め緊急事態への対応策を定め、準備をしておくことが必要です。

また、その対応策が効果的であるかどうか、例えば環境への影響が最小限にくい止められるか、準備品はすぐに使用できるか、連絡がスムーズにできるか等、可能な範囲で 事前にテストするとともに、定期的にその訓練を行います。

さらに、緊急事態の発生やテストの後、対応策が効果的であったかどうかを検証し、 必要があれば改善を行います。

. 取組状況の確認・評価 (Check)

環境方針とそれに基づいた環境活動計画の取組状況を適切な頻度で監視・測定(確認) し、これを評価して、問題があれば是正処置を行い、また問題が発生しないように予防 処置を実施します。

また、環境目標が達成できない場合(達成が難しいと想定される場合)は、その原因を調査分析し、目標の見直しを含め、必要な対策を実施することが必要です。目標が達成できないことよりも、その原因が解明できないこと、問題がある状態を放置したままにしておくことの方が問題であるとの認識を持つことが重要です。

10. 取組状況の確認及び問題の是正

環境目標の達成状況及び環境活動計画の実施状況を、定期的に確認・評価する。

環境関連法規等の遵守状況を定期的に確認する。

環境目標の達成及び環境活動計画の実施状況に問題がある場合は、是正処置を行い、必要に応じて予防処置を実施する。

〔解 説〕

環境目標の達成状況、環境活動計画の実施状況、法律等の遵守状況について、これらを定期的に確認(監視・測定)の上、評価します。

環境目標の達成状況については、途中段階での達成状況を適切に判断する目安(指標)を設定するなど、このまま取組を継続した場合、目標が達成可能かどうかについて評価します。また、実施状況については、環境活動計画に沿った取組が、定められた責任、役割のもと、スケジュール通りに推進されているか、法律等については、その遵法性を確認・評価します。

定期的に行う確認の頻度は、確認する内容により、年に1回、四半期に1回、毎月1回、毎日等、それぞれの内容に応じて適切な頻度で行うようにします。

確認・評価した結果については、担当者から責任者へ報告し、必要に応じて適切な対応策を講じる必要があります。そのために、結果の報告手順として、作業担当者から、作業責任者、さらに管理職の責任者、エコアクション 21 の実行責任者である環境管理責任者や代表者への報告というように、誰に、どの頻度で報告するかを決めておくとよいでしょう。

確認・評価の結果、目標の達成状況、取組の実施状況等について問題がある場合は、問題の原因を調査分析し、その原因を取り除き問題の再発を防止するための是正処置(対応策)を実施する必要があります。また、現状では問題がないが将来的に問題が起きると予測される場合は、問題の発生を未然に防止するための予防処置を実施します。是正処置及び予防処置の実施に当たっては、問題そのものよりも問題が起きた原因を究明することが重要であり、例えば原因は、作業手順が明確でないことによるのか、測定器具の不具合によるものか、作業員への周知、訓練等がなされていないためか、そもそも目標や計画に無理があったためか等、明確にする必要があります。

また、ある部門で発生した問題の状況等を、関連する他の部門にも伝え、同種の問題が発生しないようにすること(対応策の水平展開)も重要です。

なお、エコアクション 21 の認証を受けようとする場合、基本的要件として、環境関連法規等の遵守が確認できることが認証・登録の条件となります。そのためにも、確実にチェックを行うことが必要です。

推奨事項

- ・ どのような場合に是正処置や予防処置を行うのか、誰が是正処置や予防処置を 行うかを、予め決定しておく
- ・ 必要に応じて監査チームを編成し、年に1回以上、環境経営システムの全体の 状況を監査し、自己評価する
- * 取組状況の確認・評価を客観的に実施するため、可能な場合は、年に1回以上、環境経営システムの全体の状況を内部監査します。内部監査では、環境経営システムがガイドラインの要求事項及び組織が定めたルールに適合しているか、環境目標が達成されているか(あるいは達成できるか)、環境活動計画が適切に実施され、環境パフォーマンスが向上しているか等を第三者的立場から監査の上評価し、その結果を、代表者及び環境管理責任者に報告します。

11.環境関連文書及び記録の作成・整理

エコアクション 21 の取組を実施するのに必要な文書を作成し、整理する。 エコアクション 21 の取組に必要な記録を整理する。

〔解 説〕

文書は、作成の責任者(改訂の権限を有する者)及び発行日付を明らかにし、有効期限のあるものは明確にします。

エコアクション 21 の取組に必要な文書には以下のものがあります。なお、文書の整理は、紙ベースではなく、電子媒体でもかまいません。

- ・環境方針
- ・環境目標
- ・環境活動計画
- ・環境関連法規の取りまとめ
- ・実施体制(組織図に役割等を記したものでも可)
- ・緊急事態の想定結果及びその対応策
- ・環境活動レポート

記録には以下のものがあります。

- ・「環境への負荷の自己チェック」の結果
- ・「環境への取組の自己チェック」の結果
- ・環境関連法規等の遵守状況のチェック結果
- ・外部からの苦情等の受付結果
- ・環境上の緊急事態の訓練結果
- ・環境目標の達成状況及び環境活動計画の実施状況、その評価結果
- ・問題点の是正処置及び予防処置の結果
- ・代表者による全体の取組状況の評価及び見直しの結果

推奨事項

可能な場合は作成することが望ましい文書としては、以下のものがあります。

- ・ 教育・訓練計画
- ・ 取組の手順書
- ・ 必要に応じて環境経営システムを構築・運用するために組織が定めたルールを 取りまとめたもの(例えば環境経営マニュアル)
- ・ 手順書や環境経営マニュアル等の文書は、改廃の手続きを定め、古いものは撤去するか、誤使用の無いようにし、定期的に見直し最新のものとする
- ・ 記録は、記録の保存期間を決め、分かりやすく整理して保管するとともに、記録の紛失や損傷を防ぐ方法を定める

産業廃棄物処理業では、産業廃棄物処理業者の優良性評価制度における情報公開で 求めている情報の記録の整理、保管を適切に行うことが必須の要素となります。

. 全体の評価と見直し (Action)

12. 代表者による全体の評価と見直し

代表者(経営者)は、エコアクション 21 全体の取組状況を評価し、全般的な見直しを実施し、必要な指示を行う。

〔解 説〕

代表者は、エコアクション 21 全体の見直しに必要な情報を収集し、あるいは環境管理責任者に報告を求め、環境経営システムが有効に機能しているか、環境への取組は適切に実施されているかを評価します。

代表者は評価結果に基づき、環境方針、環境目標、環境活動計画及び環境経営システム等について、これらを変更する必要性を判断し、必要な指示を環境管理責任者に行います。見直しは、少なくとも毎年1回実施し、その結果を記録します。

第6章 環境活動レポートガイドライン

本章は、エコアクション 21 における環境活動レポートのガイドラインとなっています。

エコアクション 21 に取り組み、認証・登録を受ける事業者は「環境活動レポート」 を取りまとめ、公表することが必要です。

環境活動レポートを取りまとめて公表することは、社会のニーズであるとともに、組織の環境活動を推進し、組織が社会からの信頼を得ていくために必要不可欠となっています。

しかし、環境活動レポートは、あくまでも社会的な説明責任に基づくものであり、環境活動の宣伝のためのパンフレットではありません。ですから必要事項を正確に、包み隠さず記載することが重要であり、情報公開に対する真摯な姿勢こそが、社会からの信頼を勝ち得、組織が存続していくための方策の一つであると言えます。

特に、虚偽記載をしたり、自らに都合の悪い情報を隠したりすることは、かえって信頼性を失墜させることにもつながりかねません。

また、環境活動レポートの作成に当たっては、段階的に記載内容を充実させていくとともに、必要に応じて取引先、地方公共団体、地域の消費者団体や環境NGO、顧客、株主、従業員等の利害関係者に配布することが必要です。

1.環境活動レポートの取りまとめ

次の事項を盛り込んだ環境活動レポートを取りまとめる。

環境方針

環境目標とその実績

主要な環境活動計画の内容

環境活動の取組結果の評価

環境関連法規への違反、訴訟等の有無

〔解 説〕

具体的にどのような形式の環境活動レポートを作成するかは、基本的に各事業者の創 意工夫に委ねられています。

また、上記 5 項目以外に、組織の概要に関する以下の情報は、必ず記載するようにお願いします。

- ・ 事業所名及び代表者氏名
- 所在地

- ・ 環境管理責任者氏名及び担当者連絡先
- ・ 事業活動の内容についての簡単な記述
- ・ 事業の規模(処理量、従業員数、事業所の延べ床面積なと、事業の規模がわかる 情報)

環境活動レポートは、エコアクション 21 の審査を受ける際に必ず必要となりますが、 その後は、毎年、作成することが望まれます。

産業廃棄物処理業では、産業廃棄物処理業者の優良性評価制度における情報公開で 求めている情報をわかりやすく取りまとめ、環境活動レポートに記載することが必須の 要素となります。

2.環境活動レポートの公表

環境活動レポートを、事業所において備え付け、一般の閲覧を可能にして公表する。さらに 事務局に送付する(事務局が取組事業者名を公表する)。

また、可能な場合は、環境省が設置する「環境報告書データベース」、自社のインターネットホームページ又は冊子において公表する。

〔解 説〕

作成した環境活動レポートは、事業所等に備え付け、外部から要請があった場合は、 必ず閲覧できるようにしてください。

また、エコアクション 21 事務局では、登録事業者名を公表するとともに、環境活動 レポートを公開します。

これら以外の公表方法については、それぞれの事業者の創意工夫で行ってください。

別表1 環境への負荷の自己チェックシート集

(産業廃棄物処理業者用)

(注意)

エコアクション 21 ガイドラインの別表 1 「環境への負荷の自己チェックシート集」については、大部分はそのまま産業廃棄物処理業者にも適用できるものと考えられますが、必須項目以外の一部項目で、内容的に変更した方が産業廃棄物処理業者にとって利用しやすい部分について、以下のように内容を整理しています。

1.事業の規模

活動規模	単位	年	年	年
処理量	t			
売上高	百万円			
従業員	人			
床面積	m²			
()	()			
()	()			
()	()			

2.環境への負荷の状況(取りまとめ表)

		単位	年	年	年
総エネルギー投入量	購入電力	MJ			
	化石燃料	MJ			
	新エネルギー	MJ			
	その他	MJ			
総物質投入量	資源投入量	t			
	循環資源投入量	t			
水資源投入量	上水	m³			
	工業用水	m³			
	地下水	m³			
【 温室効果ガス排出量】	【二酸化炭素】	Kg-CO ₂			
		Kg-CO ₂			
		kg-CO ₂			
化学物質排出量·移動量	大気への排出量	t			
	公共用水域への排出	t			
	土壌への排出	t			
受託した産業廃棄物の処理量	収集運搬量	t			
	中間処理量	t			
	うち再資源化等量	t			
	最終処分量	t			
	中間処理後の産廃の処分量	t			
	うち再資源化等量	t			
[廃棄物等総排出量]	再使用	t			
	再生利用	t			
	熱回収	t			
	単純焼却	t			
	その他	t			
廃棄物最終処分量	最終処分量	t			
【 総排水量】	公共用水域	m³			
	下水道	m³			
	BOD	g			

^{【 】}で囲んだ項目が必須項目です。なお、総排水量の把握が困難な場合には「水資源投入量」が把握必須項目となります。

各指標の値については次頁以降の集計結果を記入して下さい。

3. 各指標毎の取りまとめ

総エネルギー投入量 (MJ)

	年(年	月 ~	年	月)
--	----	---	-----	---	----

					-		
				合計(年)			
			単位	使用量· 消費量 (A)	エネルギー量 (MJ) (A×B)	割合 (%)	単位発熱量 (B)
	購入		k W h	(71)	(/(X5)		9.83 (MJ/kWh)
		灯油	L				36.7 (MJ/I)
		重油	L				39.1 (MJ/I)
		都市ガス	Nm3				41.1 (MJ/Nm³)
		液化天然ガス(LNG)	k g				54.5 (MJ/kg ⁾
		液化石油ガス(LPG)	k g				50.2 (MJ/kg)
総エネ		ガソリン	L				34.6 (MJ/I)
		軽油	L				38.2 (MJ/I)
エネルギー		化石燃料合計					
	新エネルギー	太陽光	k W h				3.60 (MJ/kWh)
投入量		太陽熱	k W h				3.60 (MJ/kWh)
#		風力	k W h				3.60 (MJ/kWh)
		水力	k W h				3.60 (MJ/kWh)
		燃料電池	k W h				3.60 (MJ/kWh)
		廃棄物	k W h				3.60 (MJ/kWh)
		新エネルギー合計					
	他	熱供給(蒸気)	M J				
		その他合計				-	
	1	総エネルギー合計				100.0	

網掛けの項目が「取りまとめ表」にある項目になっています。

エネルギー量は、燃料使用量・消費量に単位発熱量を乗じて (燃料使用量・消費量×単位発熱量) 求めて下さい。

上記に該当しない項目で多量に投入しているエネルギーがある場合には、単位発熱量を調べて、 空欄を設けて記入して下さい。

LPG の消費量を気体 (m^3) として把握している場合については $1 m^3 = 2.07 kg$ として換算して下さい。

この表では、重油を全てA重油として算出しています。

製品の製造において原材料等として投入される石油、石炭等は、総物質投入量として把握して下さい。

総物質投入量

年(年月~年 月) 合計(年) 実績(t) 割合(%) 資源投入量合計 循 総物質投入量 環 資 源 循環資源量合計 子之 そ മ 他 その他合計 総物質投入量合計 100.00

資源の種類(循環資源も同様) ・金属(鉄、アルミ、銅、鉛等) ・プラスチック(種類毎) ・ゴム ・ガラス ・紙(用紙も含まれる) ·農産物等 その他 重量で把握可能な、主要な部 品、原材料、製品

網掛けの項目が「取りまとめ表」にある項目になっています。

まずは主要な物質から把握して下さい。総物質投入量は、重量(単位はトン)で把握して下さい。 製品の製造において原材料等として投入される水や石油等は、総物質投入量として把握して下さい。 事業者内部で循環的に利用(再使用、再生利用、熱回収)している物質は対象外となります。

水資源投入量

年(年 月~ 年 月)

		単位	合計(年)		
		+ 12	実績(m³)	割合(%)	
	上水	m³			
	工業用水	m^3			
小貝源 投入量	地下水	m^3			
	海水、河川水	m³			
	雨水	m³			
	合計		0.00	100.00	

網掛けの項目が「取りまとめ表」にある項目になっています。

 $1L = 0.001 \,\mathrm{m}^3$ $1 \text{ m}^3 = 1000 \text{L}$

製品の製造において原材料等として投入される水は、総物質投入量として把握して下さい。 事業所内で循環的に利用している量は対象外となります。

温室効果ガス排出量(必須項目である二酸化炭素排出量のみ掲載)

年(年月~年月)

_					1				
				単位	消費量 (A)	合計(年) 排出量 (kg-CO ₂) (A×B)or (A×B×C)	割合	排出係数 (B)	単位発熱量 (C)
		購	電力	k W h				0.378 (kg-CO ₂ /kWh)	
			灯油	L				0.0679 (kg-CO ₂ /MJ)	36.7 (MJ/I)
			重油	L				0.0693 (kg-CO ₂ /MJ)	39.1 (MJ/I)
			都市ガス	Nm ³				0.0513 (kg-CO ₂ /MJ)	41.1 (MJ/Nm ³)
	_		液化天然ガス(LNG)	k g				0.0494 (kg-CO ₂ /MJ)	54.5 (MJ/kg)
	エネ		液化石油ガス(LPG)	k g				0.0598 (kg-CO ₂ /MJ)	50.2 (MJ/kg)
	ルギ		ガソリン	L				0.0671 (kg-CO ₂ /MJ)	34.6 (MJ/I)
	ギージ		軽油	L				0.0687 (kg-CO ₂ /MJ)	38.2 (MJ/I)
	消費								
I _			化石燃料合計						
二酸化炭素		そ	熱供給	ΜJ				0.067 (kg-CO ₂ /MJ)	
化炭		の他							
素		انا	その他合計		/				
			エネルギー消費合計	•					
	廃	一角	投廃棄物(廃プラのみ)	t				2680 (kg-CO ₂ /t)	
	廃棄物焼却	産	廃油	t				2900 (kg-CO ₂ /t)	
	焼却	座廃	廃プラスチック	t				2600 (kg-CO ₂ /t)	
	処理			t					
	理		廃棄物焼却処理合計						
	そ								
	の他								
	تا		その他合計						
			二酸化炭素合計				100.0		

網掛けの項目が「取りまとめ表」にある項目になっています。

LPG の消費量を気体 (m^3) として把握している場合については $1m^3 = 2.07$ kg として換算して下さい。この表では、重油を全てA重油として算出しています。

上記に該当しない項目で多量に投入しているエネルギーがある場合には、「事業者からの温室効果ガス排出量算定方法ガイドライン(試案 ver1.4)」(環境省地球環境局)を参照して、排出量を算出して下さい。

「メタン」「一酸化二窒素」「ハイドロフルオロカーボン類」「パーフルオロカーボン類」「六フッ化硫黄」については、「事業者からの温室効果ガス排出量算定方法ガイドライン(試案 ver1.4)」(環境省地球環境局)を参照し、各々の事業者にあった集計表を作成して下さい。

化学物質保管量·排出量·移動量等

							年	(年 丿	月 ~	年	月)
								合計(年	Ξ)			
					排出(漏	洩)量(t)		移動	l量(t)	保管量(t)	回収量	破壊量
				大気への 排出	公共用水 域への排 出	当該事業 所におけ る土壌へ の排出	当該事業 所におけ る埋立処 分	下水道へ の移動	当該事業 所の外へ の移動	当該事業所 内での保管	(フロン 類の み)(t)	(フロン 類の み)(t)
		フロ										
	Р	ン										
	R	類	小計									
	T R											
化	象										//	
化学物質	法対象物質											
質	貝											
(-			小計									
ゝ												
)	そ											
	の他											
	の 物											
	質											
			小計									

網掛けの項目が「取りまとめ表」にある項目になっています。

合計

化学物質排出量及び移動量は、重量(単位はトン)で把握して下さい。

PRTR 対象物質の排出量及び移動量の把握方法には 物質収支を用いる方法、 排出係数を用いる方法、 実測値を用いる方法、 物性値を用いる方法、 その他の方法、等5つの方法があります。

PRTR 対象物質の排出量及び移動量の把握方法の詳細については、環境省・経済産業省の「PRTR 排出量等 算出マニュアル 第 2 版」(2001 年 4 月発行、2003 年 1 月改訂)を参照して下さい。

受託した産業廃棄物の処理量

年(年月~年月)

処理方法等		廃棄物等種類	処分方法等	処理量t
		(木〈ず)		
収集運搬		(がれき類)		
		収集運搬量合計		0
		(木〈ず)	(破砕·焼却)	Şaiaaa
		(がれき類) 	(破砕)	
中間	別理			
		(木〈ず)	(焼却(熱回収有り))	
		(木〈ず)	(破砕・選別後ボード原料化)	
	うち再資源	(がれき類) 	(破砕·選別後路盤材化)	
	化等			
		再資源化等量位	小計	0
		中間処理合計		0
		(がれき類)	(安定型最終処分場)	·
最終	8処分			Şaianan
		最終処分量合	計	0
		(燃え殻)	(管理型最終処分場(委託))	
	最終処分			
中間処理				
後の産業		(木〈ず)	(ボード原料として再生利用(売却))	
廃棄物	再資源化	(がれき類)	(路盤材として再生利用(売却))	
	等			
		再資源化等量位	J\計	0
		中間処理後処分	<u></u> 量合計	0

別表1「 受託した産業廃棄物の処理量」の記入上の注意事項

自社の処理事業の範囲ごとに、以下の点に注意して記入して下さい。

ア.処理事業が「収集運搬のみ」の場合

・ 別表1 の「収集運搬」の欄に必要事項を記入して下さい。

イ.処理事業が「中間処理のみ」の場合

- ・ 別表の「中間処理」と「中間処理後の産業廃棄物」の欄に必要事項を記入して下さい。
- ・ 「中間処理後の産業廃棄物」の「最終処分」の記入は、その処分が「委託」であることを同欄内に 必ず明記してください。

ウ.処理事業が「最終処分のみ」の場合

・ 別表の「最終処分」の欄に必要事項を記入して下さい。

エ.処理事業が「収集運搬と中間処理」の場合

- ・ 別表の「収集運搬」と「中間処理」及び「中間処理後の産業廃棄物」の欄に必要事項を記入して下され。
- ・ 「中間処理後の産業廃棄物」の「最終処分」の記入は、その処分が「委託」であることを同欄内に 必ず明記してください。

オ.処理事業が「収集運搬と最終処分」の場合

・ 別表の「収集運搬」と「最終処分」の欄に必要事項を記入して下さい。

カ.処理事業が「中間処理と最終処分」の場合

・ 別表の「中間処理」と「中間処理後の産業廃棄物」の欄に必要事項を記入して下さい。

キ.処理事業が「収集運搬と中間処理及び最終処分」の場合

・ 別表の「収集運搬」と「中間処理」及び「中間処理後の産業廃棄物」の欄に必要事項を記入して下さい。

網掛けの項目が「取りまとめ表」にある項目になっています。

「中間処理」は、再資源化等を含めた量を把握して記入してください。

「廃棄物等種類」及び「処分方法等」の欄の()内は記入例です。

& 廃棄物等総排出量及び廃棄物最終処分量

年(年月~年月)

				活 理次	酒旱/+\	安	+ F		4 月)
				1/日 収 貝	源量(t) 	戌 果物	勿量 (t)	廃棄物最 終処分量	合計(t)
				再使用	再生利用	熱回収	単純焼却	於処力里 (t)	
			白上質紙					(1)	
			新聞紙						
		紙類							
			段ボール						
		4) /	その他の紙						
		かん							
		ビン							
		ペットボー							
	般	紙パック							
	般廃棄物		ニュール等						
		プラスチ							
	C	厨芥ごみ							
		粗大ごみ	}						
廃棄									
物		その他可							
総		その他不							
廃棄物等総排出量			小計						
量		汚泥							
		がれき類							
		ばいじん							
		金属〈ず							
	産業	廃プラ							
	廃棄								
	廃棄物 (D)								
	D	序	笔油						
		符	軽酸・廃アルカリ						
		特別管理	ョ 害産業廃棄物						
		7							
			小計						
			合計						

網掛けの項目が「取りまとめ表」にある項目になっています。 上記の分類はあくまでも例です。現状に沿った分類による記入表を作成して下さい。

別表 1 「 & 廃棄物等総排出量及び廃棄物最終所処分量」の記入上の注意事項

(1)「一般廃棄物」について

・ この欄には、処理業者自らが排出事業者となる一般廃棄物(事務所等から排出される紙ごみなど)を記入して下さい。

(2)「産業廃棄物」について

- ・ この欄には、処理業者自らが排出事業者となる産業廃棄物を記入して下さい。また、処理 業者が産業廃棄物として受け入れた後、再資源化物等として売却等を行ったものも記入し て下さい。
- ・ 処理業者のうち、『別表 1 「 受託した産業廃棄物の処理量」の記入上の注意事項』の 『イ』及び『エ』に該当する事業者が、本表の処分量等を算出する場合は、別表 1 の「中 間処理後の産業廃棄物」に記入した再資源化等量及び最終処分量を含めて算出してくださ い。

総排水量及び水質汚濁物質

-1 総排水量

年(年 月 ~ 年 月) 合計(年) 単位 実績(m³) 割合(%) 河川 m^3 ${\rm m}^{\scriptscriptstyle 3}$ 湖沼 m^3 海域 総排 m^3 各種水路 水量 (m³) ${\rm m}^{\scriptscriptstyle 3}$ 公共用水域合計 ${\sf m}^{\scriptscriptstyle 3}$ 下水道 合計 100.00

網掛けの項目が「取りまとめ表」にある項目になっています。

 $1L = 0.001 \,\mathrm{m}^3$, $1 \,\mathrm{m}^3 = 1000 L$

事業所内で循環的に利用している量は対象外となります。

再利用、処理等を行っていない雨水の排水については、対象外となります。

-2 水質汚濁物質

 年(年月~年月)

 合計(年)

 平均濃度
 排水量(m³)
 排出量(g)

 水質汚濁物質

 COD
 日本の

網掛けの項目が「取りまとめ表」にある項目になっています。

BOD、COD は、事業場からの排出について測定したそれぞれの濃度を記入して下さい。

一定期間のその濃度の平均値に、その期間における総排水量を乗じて各々の負荷量を算出して下さい。

別表2 環境への取組の自己チェックリスト

(産業廃棄物処理業者用)

(注意)

エコアクション 21 ガイドラインの別表 2 「環境への取組の自己チェックリスト」に ついても、別表 1 と同様、産業廃棄物処理業者が使いやすいように一部内容を整理して います。

1.事業活動動へのインプットに関する項目

1)省エネルギー、新エネルギー使用の拡大

風力発電、水力発電、地熱発電、燃料電池等の新エネルギーの導入をしている
太陽電池により太陽エネルギーを電気として利用している
天然ガスを利用している
コージェネレーション (発電の際の排熱を利用すること)システムを導入している
地域冷暖房システムや地域熱供給システムの利用や、ソーラー給湯システム等により
太陽エネルギーを給湯、暖房に利用している
給湯設備において、断熱化等により省エネルギーを進めている
省エネルギー型空調設備を積極的に導入している
ごみ焼却熱等の廃熱を利用している
コピー機、パソコン、プリンター等のOA機器について、エネルギー効率をチェック
し、エネルギー効率の高い機器を積極的に導入している
エレベーターの省エネシステム(運転の高度制御、夜間等の部分的停止等)を導入し
ている
二重窓、複層ガラスの設置等により建物の断熱性能を向上させている
日射の室内への導入、床や壁面での蓄熱、通風の活用等により、太陽エネルギーを自
然なかたちで使っている
高効率蛍光灯、インバーター照明(高周波の電流を用いることにより高い効率を得る
蛍光灯)等、照明機器の省エネルギー化を進めている
ヒートポンプを導入している

2) 省資源、グリーン購入

再生紙の使用

コピー用紙、コンピューター用紙、伝票・事務用箋等、印刷物・パンフレット等、ト
イレットペーパー、名刺、その他の紙について、再生紙又は未利用繊維への転換を進
めている
再生パルプの使用率や白色度を考慮した再生紙利用の目標・基準を立て、使用状況を
把握しながら取組んでいる

再生パルプ使用率を印刷物等に明記している

その他環境に配慮した物品等の購入、使用

エコマーク商品を優先的に購入している
再生材料から作られた製品を優先的に購入、使用している
間伐材、未利用資源等を利用した製品を積極的に購入、使用している
その他、無漂白製品(衣料品等) 水性塗料等の環境への負荷の少ない製品を優先的に
購入、使用している
修理や部品交換が可能で、部品の再使用、素材の再生利用が容易な設計の製品を優先
的に購入、使用している

環境に配慮した物品等の調達に係る基準

	環境に配慮した物品等の調達に係る基準、リストを作成し、現状に合わせて、見直し
	を行っている
	基準、リストに基づく調達状況を把握している

3)節水、水の効率的利用

雨水の貯留タンクや雨水利用施設の設置等により、雨水利用を行っている
雨水を地下浸透させる設備(浸透升等)の導入や工夫を行っている
汚排水の再利用(中水利用)を行っている
節水型の家電製品、水洗トイレ等を積極的に購入している
トイレに「水流し音発生器」を取り付ける等、トイレ用水を節約している
蛇口に節水こま(適量の水を流す機能を持つこま)を設置している
地盤沈下が問題となる地域にあっては、地下水汲み上げの削減を行っている
水道配管からの漏水を定期的に点検している

2. 事業活動からのアウトプットに関する項目

1) 二酸化炭素の排出抑制、大気汚染等の防止

環境負荷の少ない燃料の使用

都市ガス、灯油等の環境負荷の少ない燃料を優先的に購入、使用している

日常業務の管理に当たっての配慮

空調の適温化(冷房 28 度程度、暖房 20 度程度)を徹底している
空調を必要な区域・時間に限定して行っている
空調・冷却設備の保守点検をこまめに行っている
エレベーターの適正使用を徹底している
照明の適正化、昼光の利用、スイッチの適正管理を積極的に行っている

処理プロセスの管理に当たっての配慮

ボイラー等において、低空気比運転等の熱管理を徹底している
ボイラー等の廃熱の利用を行っている
インバーター等によるモーターの回転数制御を実施している
電力不要時の負荷遮断、変圧器の遮断を行っている

大気汚染物質排出量の削減

大気汚染の少ないプロセス・機器(低NOx燃焼機器等)を採用している
日常の管理における大気汚染防止への配慮(燃焼管理等)を行っている
大気汚染について、法令による基準より厳しい自主管理基準を設定し、その達成に努
めている
ばい煙等の測定・監視やばい煙処理設備の点検を定期的に行っている
事故や災害の際の汚染防止対策のための準備を行っている

悪臭、騒音、振動等の防止

悪臭防止のため排出口の位置等の配慮を行っている
低騒音型機器の使用、防音・防振設備の設置・管理等により騒音・振動を防止すると
ともに、日常的な測定・監視を実施している

2)化学物質対策

化学物質の管理の徹底

有害性のおそれのある化学物質について、その種類、使用量、保管量、使用方法、使
用場所、保管場所等を経時的に把握し、記録・管理している
有害性のおそれのある化学物質の環境への排出量の計測、推定等を行っている
有害性のおそれのある化学物質の表示を徹底している
有害物質のタンク、パイプ類は漏洩、拡散等を防止できる構造となっている
有害物質のタンク、パイプ等の保守・点検を定期的に行っている
使用した有害物質を回収するシステムができている
有害物質の輸送、保管等に当たり、事故時の汚染防止のための準備や訓練を行ってい
వ
PRTR に取り組んでいる
塩素系有機溶剤等の削減、代替物質への転換に取組んでいる
燃料油や溶剤等の揮発の防止に取組んでいる
屋外での除草剤、殺虫剤の使用の削減に取組んでいる

特定フロンの削減、適正処理

	オゾン層を破壊する特定フロンの削減、全廃(生産用フロン、冷却設備・空調設備の
	冷媒用フロンの削減、ハロン消化設備等の代替)を行っている
	特定フロンの回収・適正処理に取組んでいる

温室効果ガス(HFC、PFC、SF6等)の排出抑制

製品購入の際には、できるだけ HFC、PFC、SF6等を使用していない製品を選ぶよう
に配慮している
HFC、PFC、SF6等を使用している製品を廃棄する際の回収に取組んでいる

3) 受託した産業廃棄物の処理における環境配慮

事業場における環境配慮

受託した産業廃棄物の計測管理、搬入管理を徹底して行っている
事業場周辺の環境モニタリング等の環境監視・環境計測を行っている
事業場周辺の環境モニタリング等の結果を公表している
事故防止及び事故発生時における対応マニュアルを作成するなど、必要な体制の整備
を図っている
施設・設備の運転管理及び維持管理について、会社独自の体制等を設けて実施してい
వ

中間処理廃棄物の持出先における環境負荷の削減

持出先に対して、廃棄物の物性等の情報を提供している
環境マネジメント規格の認証取得業者と契約している
処理の結果発生した中間処理廃棄物は、リサイクルを行うことができる業者に契約し
ている
委託先の処理内容の定期的なチェックを行っている

再使用、再生利用又は熱回収の実施及び消費者に対する情報提供

	循環型社会形成推進基本法に基づく優先順位に従って、再使用、再生利用又は熱回収
	の実施に積極的に取り組んでいる
	リサイクル製品の販売促進に積極的に取り組んでいる
	産業廃棄物処理業者の優良性の判断に係る評価基準以上の情報提供を行っている

4)事務所等における一般廃棄物の排出抑制、リサイクル、適正処理

紙の使用量の抑制 (再生紙については「2」省資源、グリーン購入))参照)

_	
	会議用資料や事務手続書類の簡素化に取組んでいる
	両面印刷、両面コピーを徹底している
	使用済み用紙の裏紙の利用をしている
	使用済み封筒の再利用をしている
Ī	電子メディア等の利用によるペーパーレス化に取組んでいる

廃棄物の発生そのものを押さえる取組

使い捨て製品(紙コップ、使い捨て容器入りの弁当等)の使用や購入を抑制している
リターナブル容器(ビール瓶、一升瓶等)に入った製品を優先的に購入・使用してい
వ
再使用又はリサイクルしやすい製品を優先的に購入・使用している
コピー機、パソコン、プリンター等について、リサイクルしやすい素材を使用してい
るものを採用している
詰め替え可能な製品の利用や備品の修理等により、製品等の長期使用を進めている

オフィス等におけるリサイクルの促進

紙、金属缶、ガラスびん、プラスチック、電池等について、分別回収ボックスの適正
配置等により、ごみの分別を徹底している
回収した資源ごみがリサイクルされるよう確認している
シュレッダーの使用を機密文書等に限っている
コピー機、プリンターのトナーカートリッジの回収とリサイクルを進めている
食べ残し、食品残渣等の有機物質については可能な限りコンポスト化(堆肥化)し、
土壌に還元、利用している

5)排水処理

水質汚濁の少ないプロセス・機器(廃液の回収・再利用等)を採用している
排水処理装置を適切に設置している
排水が閉鎖性水域(湖、内湾等)に流入する場合は、窒素・燐の除去対策を講じてい
వ
排水処理にクローズドシステムを採用している
有害物質や有機汚濁物質(生ごみ等)ができるだけ混入しないようにしている
水質汚濁等について、法令による基準より厳しい自主管理基準を設定し、その達成に
努めている
排水等の測定・監視や排水処理設備の点検を定期的に行っている
事故や災害の際の汚染防止対策のための準備や訓練を行っている

6) 収集・運搬に伴う環境負荷の低減

自動車の購入・選択に当たっての配慮

	自動車の購入の際、排ガスのレベル、燃費、リサイクル素材の使用等を考慮している
	最新の排ガス規制や騒音規制に適合した車への代替を進めている
	社有車を、ハイブリッド車や低燃費車、低排出ガス認定車、電気自動車、圧縮天然ガ
	ス自動車等の低公害車への切り換えに取組んでいる

収集・運搬システムにおける環境配慮及び効率化

作業は問わた拗は問	走行距離の短縮化を図っている
作手時向が待機時间	正行距離())投納化を図り(いる

収集・運搬取扱量の平準化を行っている
運搬経路を選択する際に、幅員、渋滞等の道路条件を考慮している
排出事業者の排出状況や運搬先の処理施設等の状況を把握し、適切な収集・運搬計画を
立てている
廃棄物の種類、性状、排出量を把握し、適切な収集・運搬機材の選定等を行っている

収集・運搬車両の使用に当たっての配慮

	アイドリングストップ等運転方法の配慮(急発進・急加速や空ぶかしの排除、駐停車	
	中のエンジンの停止等)を行っている	
	排気ガス・騒音・振動等のレベルを抑えるため適正な車輌整備を行っている	1

3.環境経営システムに関わる項目

1)環境保全のための仕組み・体制の整備

環境関連法規等の遵守状況

	法規制等の最新情報を常に入手している
	法規制等の変化に対応する手順ができている

実施体制の構築等

環境経営システムを実行するに当たり、役割分担や責任、権限等が明確に定められて	
เาอ	
環境保全活動等を実行するに当たり、担当する者、あるいは組織が明確になっている	
環境保全活動等を実施するに当たり、必要な人材や情報、その他の資源が用意できる	
体制がある	

環境コミュニケーション

環境保全活動に必要な情報やその実績、評価結果等が内部で適切に伝達される仕組み
が整えられている
外部からの意見や苦情、問い合わせ等を受付け、対応する仕組みが整えられている
環境コミュニケーションの結果等を記録する仕組みが整えられている

環境活動計画の運用、実行

環境保全活動	加上、必要な作業手順や運用基準等が明確に定められている	
必要な場合、	委託・協力会社等に対しても作業手順や運用基準が徹底されるよう、	配
慮している		

取引先への働きかけ等

協力会社、納入会社、委託業者、子会社等について、環境保全の面から評価し、その
選定に活かすとともに、改善支援を行っている
委託契約等に環境配慮が契約管理に組み込まれている
協力会社、子会社等に教育プログラムを提供している
顧客や発注者に対し、環境保全の提案をしている

2)環境教育、環境保全活動の推奨等

従業員への教育・訓練の実施及び意識の向上

従業員に環境意識の向上や、環境保全活動に必要な教育を行う計画を定めている
従業員が環境保全活動上必要な資格、能力等を保有できるよう養成している
委託・協力会社等の従業員等についても、必要な意識、能力等を保有するよう、対応
をとっている
従業員の環境教育のプログラムがある
従業員の採用の際、環境への意識の高さ、環境に関する知識等を条件にしている

従業員の自主的なボランティア活動に対する支援

ボランティア休暇等、組織の制度として支援システムがある
環境に関する研究や活動を行っているサークル等に対する支援を行っている
従業員の環境に関する国際的活動団体への参加又は国際会議出席のための支援を行っ
ている(資金面での支援等)

通勤等に係る環境への負荷の削減

通勤等に公共交通機関を利用するよう指導している

3)情報提供、社会貢献、地域の環境保全

事業上の環境に関する情報の提供、公表

事業活動に伴う重要な環境負荷、環境に関する主要な目標、環境担当者の連絡先等を
公表している
住民等に対して、情報提供や啓発活動を行っている
外部からの情報提供、公表の依頼に対する窓口を置いている

環境に関する取組等に関する外部の関係者の意見等の聴取

意見聴取を定期的に行い、環境に対する取組の際に考慮している
外部の関係者の意見を聴取する窓口を設けている

環境保全に関する団体等への参加、支援

環境に関する基金・団体の設置、既存の基金・団体を支援している(人材派遣、資金 面での援助、従業員の給与の端数を集めた寄付、広報活動への協力等)

環境関係の基金等へのマッチングギフト(従業員労働組合等の任意の寄付と同額の寄
付を事業主として行うこと)を行っている
地域のボランティア活動等に積極的に参加し、協力や支援を行っている
環境に関連する表彰制度を実施している
大学に環境関係の寄附講座を開く等、研究機関への支援を行っている

4)環境ビジネス、技術開発

環境に関する情報のサービス

環境に関する市民向けセミナー、学会、シンポジウム、講座等の開催や、環境に関す
る書籍、研究報告書、定期刊行物の発行を行っている
顧客のための環境情報提供システム(パソコン通信等)を持っている

環境に関する調査・研究

環境に関する調査・研究を自己又は研究機関等に委託して積極的に行い、その成果を 公表している

環境に関するコンサルティング業務

	環境管理、環境基金、環境ビジネス、環境汚染リスク管理等に関してコンサルティン
	グを行っている
	コンサルティングを行う担当のスタッフがいる

環境問題の解決に役立つ技術開発

Ī	資源、省エネ、環境保全を達成することを可能にする技術及び商品を開発し、社会に
	提供している
Ī	開発される技術が環境に与える影響の評価を行っている

5)国際協力及び海外事業における配慮

環境に関する技術移転

開発環境保全技術やノウハウについて、海外への情報の提供を行っている
技術者の派遣、国内研修の受入等により技術移転の推進を進めている

海外の環境保全活動への協力

海外における環境対策に資する NGO 活動、緑化等の諸活動に積極的に協力している

海外活動での環境配慮

進出先の従業員、周辺住民等に必要な情報を積極的に提供し、環境配慮に関する企業 広報を積極的に行っている

進出先の環境配慮の取組に対する本社の支援体制を整備している
進出先国の排出基準、目標等を遵守しているとともに、その基準が日本より緩やかな
場合は、日本の基準を適用している
進出に当たって、進出先の環境に与える影響の事前評価と、進出後の環境影響の事後
評価によるフィードバックを行っている

問い合わせ先

本マニュアルの内容及びエコアクション 2 1 についてのお問い合わせは、下記までお願いします。

(財)地球環境戦略研究機関(IGES)持続性センター エコアクション21事務局

〒100-0011

東京都千代田区内幸町 2-2-1 日本プレスセンタービル 4階

電話 03-3509-7903

FAX 03-3509-7847

URL http://www.ea21.jp